

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 道路の区域変更

○ 道路の供用開始

【公告】

○ 土地改良区役員の退任届

○ 県営土地改良事業計画の縦覧

○ 県営土地改良事業変更計画の縦覧

○ 林業種苗生産事業者講習会の開催

○ 建設業の営業の停止命令

【海区漁業調整委員会】

○ 漁業の操業制限の指示

道路整備課

〃

耕地課

〃

治山課

〃

監理課

海区漁業調整委員

会

目次

担当課（室）

平成30年2月6日 岡山県公報 第11962号

◎岡山県告示第五十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四二九号
- 三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員	延長
津山市高野本郷字勅使二四二五番三地从り	津山市高野本郷字勅使二四二五番三地从り	新	旧	九・三〇 二六・八	九四三・一
津山市高野本郷字勅使二四二五番三地从り	津山市高野本郷字勅使二四二五番三地从り	旧	新	八・〇〇 二三・六	九四三・一
津山市高野本郷字勅使二四二五番三地从り	津山市高野本郷字勅使二四二五番三地从り	新	旧	九・三〇 二六・八	九四三・一

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 加茂奥津線
- 三 道路の区域

区	域	別	新旧	幅員	延長
				(メートル)	(メートル)

<p>先まで 苦田郡鏡野町大町字川ノ平九〇三番四地 一地从から 苦田郡鏡野町岩屋字竹の向赤峪五一五番</p>	<p>先まで 苦田郡鏡野町大町字川ノ平九〇三番四地 一地从から 苦田郡鏡野町岩屋字竹の向赤峪五一五番</p>
<p>旧</p>	<p>新</p>
<p>三・〇 八・〇</p>	<p>五・〇 四七・〇</p>
<p>二九六・〇</p>	<p>二九六・〇</p>

平成30年2月6日 岡山県公報 第11962号

◎岡山県告示第五十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成三十年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

道路の種類	路線名	区間	供用開始年月日
一般国道	四二九号	津山市高野本郷字勅使二四二五番三地先から津山市押入字後入道七一番三地先まで	平成三十年二月六日
県道	加茂奥津線	苫田郡鏡野町岩屋字竹の向赤峪五一五番一地先から苫田郡鏡野町大町字岨ノ平九〇三番四地先まで	

平成30年2月6日 岡山県公報 第11962号

〔四六〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、土地改良区役員の退任の届出があつた。

平成三十年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土地改良区の名称

児島湾土地改良区

二 退任役員

退任役員

氏 名

村田 樹男

住 所

玉野市東七区三二四

理事監

事の別

理事

平成30年2月6日 岡山県公報 第11962号

(四七)土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第五項の規定により、
県営土地改良事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算し
て十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十年二月六日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業及び地区名

県営土地改良事業(ため池等整備 幸田下池地区)

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(ため池等整備 幸田下池地区) 計画書

三 縦覧の期間

平成三十年二月六日から同月二十七日まで

四 縦覧の場所

岡山市東区役所

一 事業及び地区名

県営土地改良事業(ため池等整備 京尾中池地区)

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(ため池等整備 京尾中池地区) 計画書

三 縦覧の期間

平成三十年二月六日から同月二十七日まで

四 縦覧の場所

瀬戸内市役所

一 事業及び地区名

県営土地改良事業(ため池等整備 大谷池地区)

二 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(ため池等整備 大谷池地区) 計画書

三 縦覧の期間

平成三十年二月六日から同月二十七日まで

平成30年2月6日 岡山県公報 第11962号

四 縦覧の場所
赤磐市役所

一 事業及び地区名
県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 斎富・南方地区）

二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（経営体育成基盤整備 斎富・南方地区）計画書

三 縦覧の期間
平成三十年二月六日から同月二十七日まで

四 縦覧の場所
赤磐市役所

一 事業及び地区名
県営土地改良事業（地震対策ため池防災 宇角池地区）

二 縦覧に供する書類
県営土地改良事業（地震対策ため池防災 宇角池地区）計画書

三 縦覧の期間
平成三十年二月六日から同月二十七日まで

四 縦覧の場所
矢掛町役場

〔四人〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（中山間地域総合整備 建設部地区 農業用排水施設整備 大井手）計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して不服がある者は、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

平成三十年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（中山間地域総合整備 建設部地区 農業用排水施設整備 大井手）変更計画書

二 縦覧の期間

平成三十年二月六日から同月二十七日まで

三 縦覧の場所

岡山市北区役所

〔四九〕林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者講習会を開催する。

平成三十年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開催の日時及び場所

1 日時 平成三十年三月十三日（火曜日）十時から十七時まで

2 場所 勝田郡勝央町植月中一〇〇一 岡山県農林水産総合センター森林研究所

二 受講申込書の受付

1 受講申込者は、受講申込書を、住所地を所管する県民局農林水産事業部森林企画課へ平成三十年三月六日（火曜日）までに提出すること。

2 受講申込書には、六月以内に撮影した正面、上半身、無帽のライカ判の写真（縦三・六センチメートル、横二・四センチメートル）一枚を貼り付けること。

三 受講手数料

1 受講申込書に、一万四千百円相当の岡山県収入証紙を貼り付けて納付すること。
なお、証紙には、消印しないこと。

2 納付した受講手数料は、返還しない。

四 その他

1 受講者は、受講当日、筆記用具を持参すること。

2 講習会についての詳細は、岡山県農林水産部治山課（電話（〇八六）二二六―七四五五）又は各県民局農林水産事業部森林企画課に問い合わせること。

〔五〇〕建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業の営業の停止を命じた。

平成三十年二月六日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 処分をした日

平成三十年二月六日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

商号 合資会社野澤商店

所在地 備前市吉永町福満五八

代表者の氏名 野澤 俊浩

許可番号 岡山県知事許可（般一三七）第二四七六七号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止の命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

2 期間

平成三十年二月二十日から同月二十二日までの三日間

四 処分の原因となった事実

合資会社野澤商店の代表社員が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十六条の二（焼却禁止）の規定に違反し、平成二十八年十一月八日に岡山簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、同月二十六日に確定した。

このことは、建設業法第二十八条第一項第三号に該当すると認められる。

◎岡山海区漁業調整委員会指示平成二十九年度第八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、漁業の操業について、次のとおり指示する。

平成三十年二月六日

岡山海区漁業調整委員会

会長 井本 瀧 雄

一 制限する漁業の種類

かご漁業

二 制限区域

岡山県海面であつて第二種共同漁業権建網漁業の区域内

三 操業上の制限

かご漁業を操業しようとする者は、次の事項を遵守しなければならない。

1 次の事項については、漁業権者の同意又は指示によること。

- (1) 操業場所
- (2) 持ちかご数
- (3) かごの大きさ
- (4) 網目等

2 他種漁業の漁具敷設中は、当該漁業の操業を妨げないこと。

四 適用除外

この指示は、試験研究、教育実習又は増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。以下「試験研究等」という。）のための水産動物の採捕について特別採捕許可を受けた者が行う試験研究等については、適用しない。

五 指示の有効期間

平成三十年二月二十七日から平成三十三年二月二十六日まで